

業務委託仕様書

第1章 総 則

(目的)

第1条 本仕様書は、伊那市が国土調査法に基づき実施する「令和7年度 地籍調査事業 調査図素図作成ほか 業務委託」に適用し、作業内容・成果品等を定めるものとする。

(作業規定)

第2条 本業務にあたっては、本仕様書及び請負契約書のほか、下記の法令等により行い、疑義を生じた場合には監督員と協議し実施すること。

- (1) 国土調査法（昭和26年6月1日法律第180号）
- (2) 国土調査法施行令（昭和27年3月31日政令第59号）
- (3) 地籍調査作業規程準則（昭和32年10月24日総理府令第71号）
- (4) 地籍調査作業規定準則運用基準（平成14年3月14日国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知）
- (5) 伊那市地籍調査作業規程（令和2年8月4日）
- (6) その他関係法令及び通達等

(作業計画)

第3条 受託者（以下「乙」という。）は本業務の実施にあたり、下記の書類を作成するとともに、契約締結後14日以内に発注者（以下「甲」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。なお、その契約内容を変更しようとする時も同様である。

- (1) 業務計画書
- (2) 業務工程表
- (3) 技術者等の通知書
- (4) 技術者等経歴書
- (5) 業務着手届
- (6) その他必要な書類

2 主任技術者及び現場代理人は測量法第49条に基づき登録をされた測量士であることとし、作業に従事する者を含め従事者名簿を提出すること。

(秘密厳守)

第4条 乙は本業務実施にあたって、国土調査法第36条に基づき次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 乙は、業務上知り得た個人情報等を漏洩してはならない。

- (2) 業務上収集した情報を甲の許可なく複製及び加工し、外部に持ち出してはならない。
- 2 乙は、個人情報の保護に関する法律に基づき、別途個人情報の取り扱いに関する覚書を甲と締結しなければならない。

(身分証明書及び土地立入)

- 第5条 乙は業務の実施にあたり、甲が貸与する国土調査法第24条第3項の規定に基づく身分証明書を常時携帯し、関係人の請求があればこれを呈示しなければならない。
- 2 調査のため他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめ当該土地所有者又は関係者にその旨を通知すること。
- 3 乙は業務終了後、速やかに身分証明書を返却すること。

(業務内容の登録)

- 第6条 契約金額が100万円以上の業務については、契約後10日以内にその業務内容を(財)日本建設情報総合センター(以下、「JACIC」という。)に登録するものとする。また、JACICが発行する「登録内容確認書」の写しを監督員に提出するものとする。

(補償)

- 第7条 業務実施にあたり、乙が第三者に与えた損害は、乙の責任において補償するものとする。

(成果品の帰属)

- 第8条 本業務における成果品は、すべて甲に帰属するものとし、乙は甲の許可なく使用してはならない。

(誤りの訂正)

- 第9条 乙は業務終了後に成果の誤りが発見された場合は、責任をもって直ちに補足訂正をしなければならない。

(疑義の解決)

- 第10条 本仕様書において疑義が生じた場合、また、明記されていない事項が生じた場合は、甲乙協議の上、その決定事項に従い業務を遂行するものとする。

(保安)

- 第11条 乙は本業務実施にあたって、次の各号に十分留意し、保安・紛争の回避に努めなければならない。
- (1) 交通及び保安上問題が生じる恐れがある場合は、あらかじめ所轄官公庁と十分

な打合せの上実施すること。

- (2) 本業務従事中は常に言動には十分注意し、無益の摩擦や紛争を起こさないこと。
- (3) 本業務従事中事故が生じた場合は、所要の措置を講じるとともに事故発生原因、経過及び事故による被害の内容等について速やかに甲に報告すること。また、再発防止策を策定のうえ甲へ報告し承認を得ること。

第2章 業務概要

(業務の内容)

第12条 本業務は、国土調査法に基づく地籍調査測量及び一筆地調査の実施に先駆け、地籍調査作業規程準則第十六条及び十七条に基づいた調査図素図の作成及び長狭物等を調査・確認する。

(調査図素図の作成)

第13条 調査図素図は、調査範囲内及び調査区域外の隣接地一筆分の地番の洗い出しを行い、それに基づく地番リストを作成し、法務局の電子データ（地図XML及び登記簿要約書CSV）に基づき作成するものとする。電子データ取得日以降の変更分は、甲が提供する資料に基づき、修正を加えるものとする。

なお、登記事項要約書（紙ベースのもの）及び地積測量図は、乙が作成した地番リストを基に、甲が法務局に申請するものとする。

(長狭物調査)

第14条 長狭物調査における作業工程は次のとおりとする。

- (1) 長狭物等の現況確認を行い、位置及び公図幅をマーキング等で明示し、その結果を記録する。
- (2) 標識等の復元
- (3) 公図と現況の差違等の把握
- (4) 現地確認及び日報の作成
- (5) 調査図の整備

(長狭物等の現況確認と記録)

第15条 現地確認日までに、調査図素図・測量図（以下、図面等という。）を参考に、長狭物等の幅や形状を確認し、現地に仮標識等を設置する。また既存標識の確認を行い、仮標識や既存標識の位置を調査図素図に記載する。

2 甲が提供する立会記録の履歴を該当箇所に記載する。

(標識等の復元)

第16条 官民界や調査範囲と範囲外との接合等の確認を行うために必要な箇所については、図面等により標識等の復元を行う。

(公図と現況の差違等の把握)

第17条 公図と現況に差違等がある箇所は、調査図素図に詳細に記載する。

(現地確認及び日報の作成)

第18条 国県市道、河川の境界確認を管理者とともに行う。

- 2 市職員・地区推進委員とともに現地を確認し、マーキング及び設置した仮標識等の説明を行う。
- 3 前2項の作業内容について日報(任意様式)を作成する。

(調査図の整備)

第19条 確認結果を記載した調査図素図を製本にして提出すること。記載に当たっては、既存標識等は青色、新設標識(マーキング・仮標識等)、注釈等は赤色で記載すること。

(成果品)

第20条 本業務で納入する成果品は次のとおりとする。調査図素図の作成にあたり、「(別紙)素図等作成の留意点」を参考にまとめること。また、電子データの媒体はCDとする。

なお、成果品の様式等は任意であるが、監督員の指示に従うものとする。

調査図素図

- (1) 調査図原図
 - (地番のみ) PDFデータ 1部
 - (地番&付帯情報記載) PDFデータ 1部
- (2) 調査図製本(地番&付帯情報記載) 2冊
- (3) 登記事項要約書(写)(PDFデータ) 各一式
- (4) 地積測量図(写)(PDFデータ) 各一式
- (5) その他電子データ(CADデータ等すべて) 一式
- (6) 作業日誌
- (7) 打合せ記録
- (8) 実施工程表

長狭物調査

- (1) 調査図製本 2部 (A2版見開き)
- (2) 調査図 2部 (A2版で、紙・インクは耐水性とする。)

- (3) P D F データ 1 式
- (4) C A D データ 1 式
- (5) 日報
- (6) 工程表
- (7) 打合せ記録

調査図素図等作成の留意点

1. 調査図原図、調査図製本共通事項

- (1) 表紙（一覧図）は、1/5,000または1/2,500の縮尺で都市計画図より作成する。
- (2) 製本サイズは、A2版とし、中折り見開きとする。
- (3) 一つの土地が一つの図面に入るように留意する。
- (4) 方位は北を上を統一する。
- (5) 縮尺を明記する。
- (6) 図面の右下に素図番号及び凡例を表記する。
- (7) 地番、登記簿地目、登記名義人、乙区権利（抵当等）を表記する。
- (8) 地積測量図のある地番には、緑色▲印を記入する。具体的な表記方法は、以下を基本とする。

- ・ 土地地番 …………… ○○○○－○
- ・ 登記簿地目 …………… ○○○
- ・ 登記名義人 …………… ○○○○
- ・ 地積測量図有り …… ▲緑色(土地地番の頭に表記) (測量年月日を入れる)
- ・ 抵当権設定 …………… T (大文字以下同様)
- ・ 根抵当権設定 ……… N
- ・ 地役権設定 …………… E
- ・ 地上権設定 …………… J
- ・ 差押え …………… S
- ・ 仮登記 …………… (仮)
- ・ 質権設定 …………… (質)
- ・ 貸借権設定 …………… (貸)
- ・ 敷地権 …………… (敷)

- (9) 乙区が2つ以上の場合は、T2、N2の要領で作成する。
- (10) 不明な箇所などは、青文字で注釈を付ける。
- (11) 道（赤線）を赤、水（青線）を青、公有地（県有地・市有地等）を黄で着色する。
- (12) 土地改や隣接図面の接点については、一般の地権者にも分かりやすいように、適宜見やすい工夫をする。
- (13) 基本的に調査範囲は道路まで含むが、調査範囲外についても調査範囲内に接する一筆については、地番・登記簿地目・登記名義人を表記する。

2. 登記事項要約書、地積測量図共通事項 赤字：不要か検討する

- (1) 調査範囲内全て及び隣接地一筆分の土地の要約書・地積測量図を収集する。
- (2) 要約書・地積測量図はPDFとする。
 - (ア) 要約書索引表の項目・番号（連番）、地番、地目、所有者、乙区権利、地積測

量図の有無、頁（該当ページ）、備考とする。

(イ) 地積測量図索引表の項目・番号（連番）、地番、頁、備考とする。

※個人情報については、絶対に流出・紛失のないよう留意する。